

大阪市告示第1083号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年8月4日（月）	午前7時から 午後8時まで
	令和7年8月12日（火）	午前7時から 午後7時まで
	令和7年8月25日（月）	午前8時から 午後7時まで
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年8月12日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年8月20日（水）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年8月1日（金）	午前7時から
	令和7年8月5日（火）	午後9時まで
	令和7年8月12日（火）	午前9時から 午後7時30分まで

大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年8月1日（金）から 同月10日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年8月12日（火）から 同月17日（日）まで	午後9時まで
	令和7年8月20日（水）	午前8時から 午後6時30分まで
	令和7年8月21日（木）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年8月26日（火）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年8月27日（水）	午前7時から 午後9時まで
大阪市立大阪プール 水泳場（飛込みプール）	令和7年8月11日（月）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年8月22日（金）から 同月24日（日）まで	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）